

子育て世代包括支援センターについて

- 「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたり、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。
- 「子育て世代包括支援センター」は、以下の要件を満たすことが必要。
 - ① **妊娠期から子育て期**にわたるまで、地域の特性に応じ、「**専門的な知見**」と「**当事者目線**」の両方の視点を活かし、**必要な情報を共有して、切れ目なく支援すること**
 - ② **ワンストップ相談窓口**において、妊産婦、子育て家庭の**個別ニーズを把握**した上で、情報提供、相談支援を行い、**必要なサービスを円滑に利用**できるよう、きめ細かく支援すること（利用者支援事業の「利用者支援」機能）
 - ③ 地域の様々な関係機関との**ネットワークを構築**し、必要に応じ**社会資源の開発**等を行うこと（利用者支援事業の「地域連携」機能）
- ※ 子育て世代包括支援センターは、利用者支援事業(母子保健型)のみならず、利用者支援事業(基本型)や市町村保健センター等も活用し実施する。

